



全肢 P 連結成 50 周年記念「京都大会」を迎えて

全国肢体不自由養護学校 P T A 連合会
会 長 江 本 緑
(東京都立光明養護学校 P T A 会長)

学校教育法等の一部改正する法律の施行実施、初年度の平成 19 年は、全国肢体不自由養護学校 P T A 連合会が結成 50 周年を迎えます。

私が会長を務めます東京都立光明養護学校(旧東京市立光明学校)が、昭和 7 年に日本で最初の公立肢体不自由児校として、麻布新堀尋常小学校の跡地に開校したのが 75 年前になります。その後、昭和 14 年に現在の世田谷の地に移転しました。旧校舎は戦災で消失し、跡地の港区絶江児童遊園には、「肢体不自由教育発祥の地」の記念碑があります。これは光明養護学校が創立 50 周年記念にあたり、光明養護学校関係者の方々によるご尽力で建立されたと同っております。

当時の光明の子ども達が、戦災により焼失した学校の再開を待って疎開先から戻った後、学校関係者や父母の一致した願いから、全国組織の P T A 連合の設立が話合われ、現在の全国肢体不自由養護学校 P T A 連合会が結成されました。以来、全肢 P 連と全国肢体不自由養護学校長会(19 年 6 月より、全国特別支援学校肢体不自由教育校長会と名称を改める)との、合同研究大会も半世紀の活動となりました。平成 19 年度の全国肢体不自由養護学校 P T A 連合会総会および P T A・校長会合同研究大会は、8 月 19 日・20 日・21 日に京都にて結成 50 周年記念大会を開催致します。

記念大会の為、日程が例年と変わりがして、1 日目に総会が行なわれ、終了後には総会に足をお運びいただいた会員の皆さまの為に特別企画としまして、会員研修会を予定しています。ここでは、自立支援法に関するお話などを厚生労働省のお立場から障害福祉課にお話いただきます。2 日目は京都に相応しく、記念講演(大蔵流狂言師茂山千三郎氏によるトークと狂言ライブ)をお楽しみください。

その後、ご来賓の皆さまにご臨席を賜りまして、《記念式典》を開催いたします。分科会の前には、基調講演とし

て文部科学省のお立場から特別支援教育等について、特別支援教育課にお話いただきます。分科会では、「子どもたちをとりまくネットワーク」をテーマとして「学校」「地域」「福祉」「労働」「医療」「機器」の 6 分科会を行います。3 日目のシンポジウムでは、肢体不自由教育のこれまでの先人の知恵と苦悩を振り返りながら、これからの特別支援学校と P T A の役割を考えてまいります。

全国の皆さま、二度とは無い 50 回目の記念大会には多くの方のご参加があってこそ、はじめて華が添えられ、成功と言えるのではないのでしょうか。どうぞ、皆さまのお力で記念大会が盛会に執り行なわれますようお願いしております。

記念大会では 50 年の歴史を振り返りつつ、これからの特別支援教育も考えてまいります。近年、教育も福祉も大きく変わります中、私たち保護者も個別の教育支援計画に基づきまして、教育・福祉・労働などの子ども達を取り巻くネットワークの構築を支えるひとりとして、学校のみならず地域社会においても、充実した生活を送ることが出来ますよう、学び、考え、P T A 活動を進めて参らうと存じます。

なお、最後になりましたが、この度の記念大会を開催するにあたり、近肢 P 連ならびに近肢長会の早くからのご準備等のご努力に敬意を表します。そして、記念大会をより意義ある大会にしたいと京都府、京都市を挙げてご尽力くださいましたこと、また、主管校の京都府立向日が丘養護学校ならびに共同主管校の京都市立呉竹総合支援学校の皆さまには大変感謝申し上げます。

日本の歴史的文化としても由緒ある地であり、また、特殊教育の歴史にも関わりの深い地である京都にて、この夏、全国の皆さまにお目にかかれることを楽しみにしております。

全国特別支援学校肢体不自由教育学校長会としてのリスタート ～特別支援教育元年を迎えて～

全国特別支援学校肢体不自由教育学校長会（全国肢体不自由養護学校長会改め）

会 長 池 田 敬 史

（東京都立あきる野学園養護学校長）

養護学校から特別支援学校へ

さる6月26日から3日間、第44回全国特殊教育学校長会が東京において全国から850名を越す校長が一同に会して開催されました。

4月に施行された改正学校教育法を受けて、特別支援教育の新たな時代の気運と熱気が溢れた大会となりました。総会において「全国特別支援学校長会」への名称変更が満場一致で承認されました。

全特長事務局では、法改正の趣旨を踏まえて、前年度から校長会の組織、名称について検討を重ねてきました。しかし盲学校、聾学校においては種別の歴史と専門性についての高い理念から積極的な賛同は得られませんでした。そこで、養護学校について、3障害種別で協議し、全国肢体不自由養護学校長会を改めて、全国特別支援学校肢体不自由教育学校長会としました。特別支援学校の性格が複数の障害種別の教育を行うことと専門的に行う教育の内容を明示することから、肢体不自由教育を中心に行う特別支援学校であるという趣旨が伝わるように配慮しました。なお盲学校、聾学校はこれまで通り、盲学校長会、聾学校長会を呼称していくこととなりました。

肢体不自由養護学校長会結成の頃

この度の学校教育法の改正は60年ぶりとなりますが、昭和22年に制定された旧学校教育法では、初めて、特殊教育が位置づけられるとともに、各都道府県における養護学校の設置が明示されました。

この時まで、昭和7年に創立された東京都立光明小・中学校が肢体不自由児学校としては唯一でありました。その後、昭和31年4月には、大阪府立養護学校、愛知県立養護学校、神戸市立友生小学校が開校したことによって4校になりました。これら4校の松本保平（光明）、早瀬俊夫（大阪）、藤田貞男（愛知）、村原義夫（友生）の4名の校長が肢体不自由教育の充実を図るため、校長会を結成しました。翌昭和32年、公立養護学校整備特別措置法が施行されたことに合わせて、精神薄弱児及び虚弱児（当時）の養護学校を合わせてもまだまだ数少ない各学校が、一致団結して養護学校教育の発展を目指して活動する必要から、全国養護学校長会が結成されることになりました。

昭和32年5月に開かれた第1回全国養護学校長会には、精神薄弱教育、肢体不自由教育、虚弱児教育の3つの部会が設けられました。昭和34年には前述した整備特別措置法により、各種別の養護学校もさらに増加し、各種別ごとにそれぞれ独自の活動をする必要も生じてきたため、各部会はそれぞれ校長会として独立することになりました。ここに全国肢体不自由養護学校長会が誕生することになりました。初代会長は小野勲東京

都立光明養護学校長が就任しています。

昭和38年には、特殊教育学校全般の振興を図ることから、盲学校、聾学校を加え、全国特殊学校長会が結成されました。初期の全国肢体不自由養護学校長会の主な活動は肢体不自由養護学校の義務教育化に向けての陳情が専らであったようです。この養護学校の義務制が施行されるのは、昭和54年になります。

総合化とセンター的機能と専門性と

特別支援教育の法制化により、本年度、全国914校の特別支援学校のうち182校が特別支援学校に名称を変更しています。また複数の障害種別からなる併置校も次々と開設または計画が進行しています。

この度の全国特別支援学校長会大会の共通課題は複数の障害種別からなる併置校における総合化、地域の特別支援教育のセンター校として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校への支援を中心にしたセンター的機能、そのためにも障害種別の専門性の一層の充実・発展を図る専門性、この3つでありました。

複数の障害種別からなる併置校・総合校への転換により、障害種別の専門性が薄まるのではないかと、地域のセンター校として、小中学校等への相談支援活動により、自校の教育が質量ともに薄まるのではないかと、そのことが専門性を維持向上するための課題へと連鎖しているようです。

盲学校、聾学校が会の名称を変更しなかったのも専らこうしたことへの危惧を背景としていると思います。

私は知肢併置校の校長として、双方の種別の教育内容・方法や実践の相互交流、情報の共有により、新たな専門性が創出されると考えます。また肢体不自由特別支援学校の個別にきめ細やかに配慮された指導計画、おだやかでゆったりとした教育環境は発達障害児にとっても、また不登校やストレスなどの困難さ、生きにくさを抱えている小中学校の児童生徒にとっても有効な機能と考えています。

共同・共生の教育の創造は新たな基盤に立った肢体不自由教育の専門性を創出するものと確信しています。

この稿の肢体不自由養護学校長会結成の頃については、日本肢体不自由児協会の「証言で綴る戦後肢体不自由教育の発展」より引用いたしました。この章を執筆された元大阪府立養護学校（現大阪府立堺養護学校）校長の早瀬俊夫先生が逝去されたとの報をまさに全国特別支援学校肢体不自由教育学校長会の総会の席上でお聞きしました。これは早瀬先生からの次世代への期待とメッセージを頂いたように思い、決意を新たにいたしました。

心より、ご冥福をお祈りします。

合 掌

特別支援学校における肢体不自由教育の充実を目指して

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 特別支援教育調査官 下山直人

1 全肢P連 50周年と特別支援教育元年

全国肢体不自由養護学校PTA連合会の結成50周年を心からお喜びを申し上げます。また、関係者の皆様のこれまでのご尽力に対し、心からの敬意を表します。

昨年6月、これまでの盲・聾・養護学校を、障害種別を超えた特別支援学校とすることなどを内容とする法律改正が行われ、本年4月から施行されました。文部科学省では、法律の施行された本年を、障害のある子どもの教育の一層の充実を期して「特別支援教育元年」と呼んでいます。

障害のある子どもの教育は、関係者の努力により、条件整備面では一定の進展が見られてきました。この条件整備にあたって、全肢P連も大きな役割を果たしました。今後は、中身を充実させること、すなわち、子ども一人一人のニーズにきちんと応える特別支援教育を充実させていかなければなりません。

全肢P連が、半世紀の活動の活動を振り返り、新たな在り方を展望しようとする時に、特別支援教育がスタートします。記念すべき50周年が、長く私たちの記憶に残ることになるでしょう。

特別支援教育を推進するためには、学校、保護者、地域の連携が大切です。学校と地域にまたがる活動をするPTAに期待するところが大きいと言えます。そこで、本稿では、改めて制度改正の概要を紹介し、保護者の皆さんへのお願いやPTA活動へ期待について述べることにします。

2 「特別支援教育」への転換

昭和22年、学校教育法制定の際に、「特殊教育」の章が設けられ、盲・聾・養護学校や特殊学級について規定されました。その「特殊教育」という用語が、60年ぶりに「特別支援教育」に改められました。

このことは、単なる用語の変更ではありません。障害の程度等に応じて特別な場で行う「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じて適切な教育と必要な支援を行う「特別支援教育」へ基本的な考え方を転換するものです。特別支援教育への取り組みは、既に、国、自治体、学校などで進められていますが、このたび法律に、「特別支援教育」の用語が明記されたことは、特別支援教育推進の方向性

を国として明確にしたものであり、これまでの取り組みを一層推進するための新たな出発点としての意義があります。

3 「特別支援学校」制度の創設

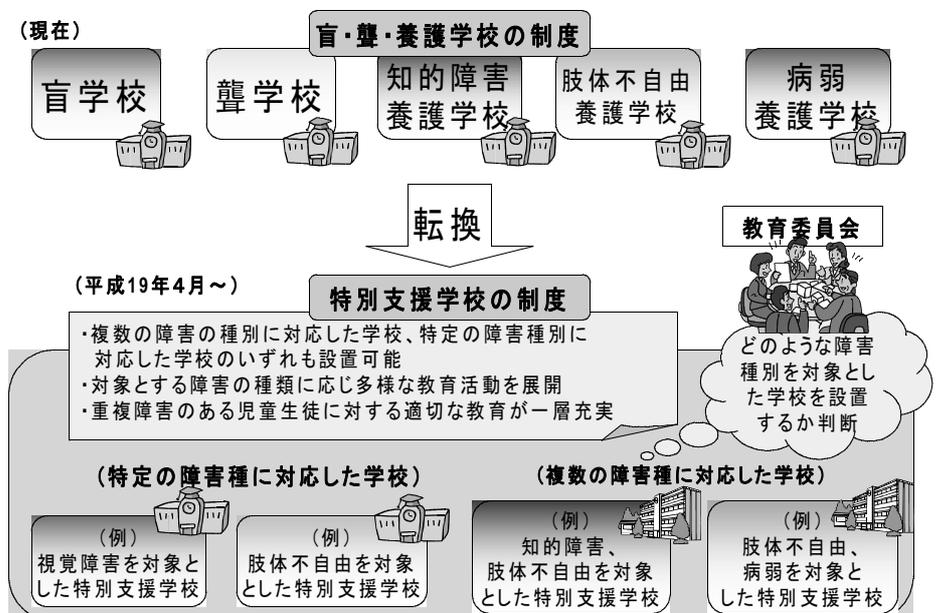
学校教育法の第一条には学校の種類が規定されています。改正前は「この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、・・・盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする」と規定されていました。改正後は、「盲学校、聾学校、養護学校」が、「特別支援学校」と改められ、「この法律で、学校とは、小学校、中学校、・・・特別支援学校及び幼稚園」と規定されました。

(1) 盲・聾・養護学校から特別支援学校へ

図1をご覧ください。これまでは障害種別ごとに盲学校、聾学校、養護学校が設置され、養護学校の多くは、知的障害、肢体不自由、病弱と障害種別ごとに設置されてきました。このため身近な場所に対象の学校がない場合には、就学と同時に寄宿舎に入る、長い通学時間を余儀なくされるという状況がありました。

近年、盲・聾・養護学校に在籍する子どもの障害が重度・重複化していること、地域の身近な学校に通学させたいという要望が強いことなどの理由から、複数の障害種別に対応する学校が増えてきました。また、障害のある児童生徒の数が増加し、その対応として学校の新設や再配置を検討する自治体があり、

図1 盲・聾・養護学校制度から特別支援学校制度への転換



肢体不自由と知的障害とを併置する例などが見られるようになってきました。

そうした状況を踏まえ、地域の実態に応じて学校の設置を弾力的にできるよう、障害の種類を越えた「特別支援学校」の制度にするものです。複数の種類に対応した学校の設置が増えることによって、結果として、子どもたちが地域の身近な場所で教育が受けられるようになることが期待されます。

図1に示したように、特別支援学校制度においては、従来のように特定の障害種に対応した学校も複数の障害種に対応した学校も設置が可能です。どのような学校を設置するかは、都道府県等の教育委員会等に委ねられています。これは、地方分権の考え方を踏まえたものであり、特別支援学校の制度は、地域の実態に応じて学校の設置をしようとする自治体の取り組みを後押しするために、国の制度を弾力化したものなのです。

(2) センターの機能の明確化

特別支援学校においては、在籍する子どもの教育を行うほか、小中学校等に在籍する子どもの支援に努めることが規定されました。

① 小中学校等への支援

図2で、特別支援学校から幼稚園、保育所、小学校、中学校、高校に矢印が出ていることがこれに該当します。これらの学校等には、肢体不自由等の障害があつて通常学級や特殊学級等で学んでいる子どもがいます。障害の状態に応じた指導がなされていますが、より専門的なアドバイスが求められています。

また、近年、小中学校等の通常学級に、発達障害（学習障害や注意欠陥多動性障害など）の子どもが多数在籍し、支援の必要性があることが明らかになってきました。小中学校等における支援体制の整備が緊急の課題ですが、障害のある子どもの支援のノウハウを持つ特別支援学校からの支援が期待されています。

既に、多くの地域で特別支援学校の教員が、校内研修会の講師となったり、指導の仕方についてアドバイスするなどして大きな成果が上がっており、こうした役割を一層果たしていくことが求められています。

② 関係機関との連携・協力

センター的機能のもう一つの側面は、特別支援学校が、地域の関係機関と連携・協力していくためのセンターになることです。①の小中学校等への支援が対外的なものであるのに対して、こちらは、在籍している子どもにも関することで、関係者や専門機関と連携・協力して教育や支援を一層充実させていこうとするものです。図2で、特別支援学校から、大学、福祉、他の特別支援学校等に双方向の矢印が出ていることがこれに該当します。

具体例としては、学校と子どもが関わっている医療・福祉・労働機関等が相互に情報を交換する、授業の改善のために大学の研究者の助言を受ける一方で大学生に実習の機会を提供する、特別支援学

校同士がそれぞれの専門的な内容について援助しあう、といったことが挙げられます。最近、学校の教員と保護者、支援の関係者が一緒に「個別の教育支援計画」を作る取り組みが始まっていますが、その取り組みも学校がセンターになって連携・協力を進めるものと言えます。

4 小中学校における特別支援教育の推進

これまで、小中学校における障害のある子どもの教育は、「特殊学級」や「通級による指導」（ほとんどの授業を通常の学級で受け、週に数時間特別な指導を受ける形態、例えば「ことばの教室」など）を中心に進められており、法律上もそのような規定になっていました。

今回の改正では、小中学校等において、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが新たに規定されました。

この規定は、通常の学級も含めて、特別支援教育を推進することを明確にしたものです。学ぶ場がどこであろうとニーズのある子どもを支援する訳ですから、特別支援教育には、全ての教員が取り組まねばなりません。このことは、小中学校等にとって大きな変革であり、全ての教員の意識改革を迫るものと言えます。

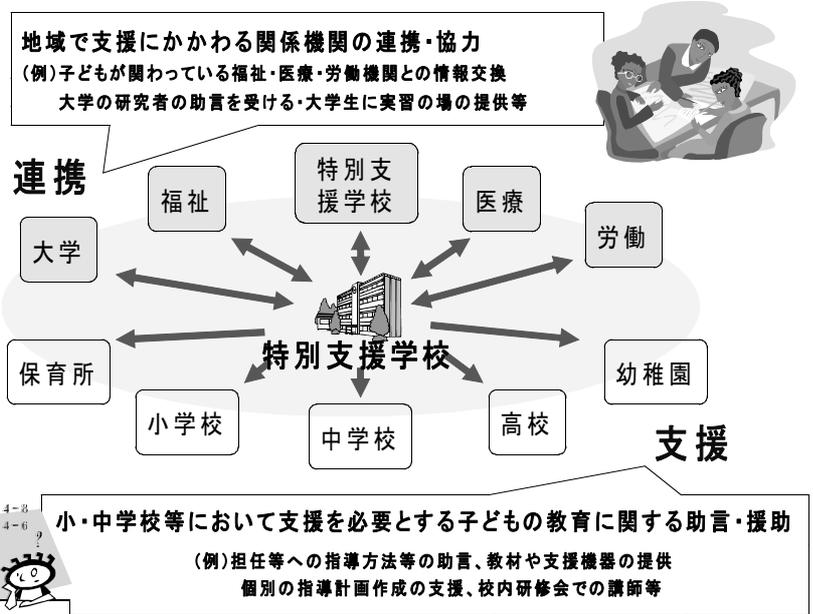
また、「特殊教育」から「特別支援教育」への用語の変更を踏まえ、小中学校に設置されている「特殊学級」の名称も「特別支援学級」に改められました。

5 一人一人のニーズに応える教育の実現のために

(1) 地域の実態に応じた学校の配置を促進

本年4月から、全ての盲学校、聾学校、養護学校は、「特別支援学校」になりました。このように言うと、「うちの学校の名称は『養護学校』のまま、何も変わったように思えない」という方も少なくないでしょう。この4月から、「特別支援学校」等に名称を変えた学校は、全体の2割程度です。「養護学

図2 地域の特別支援教育のセンター的機能



校」等の名称を使っている学校の方が多く状況です。これは、学校の種類として特別支援学校であることを明確にすれば、特定の障害種を対象とする学校については、従来の名称を用いることができることによります。

もともと、特別支援学校制度への転換は、障害別に設置しなければならない国の法律を弾力化して、地域の実情に応じた学校を設置しやすくするためのものでした。

特別支援教育は、子どもの視点に立つて行う教育です。子どもたちは家庭から近い場所で、なおかつ専門の教育を受けたいと願っていることでしょう。その実現の仕方は、地域によって様々ですから、障害種別に学校を設置しなければならない規定を、地域の実情に即した設置ができるよう制度改正をしたのです。

P T Aとして大事なことは、先輩たちが、子どもに必要なことを訴えて肢体不自由養護学校を整備してきたように、子どもたちに必要な学校の在り方を当事者として訴えていくことでしょう。しかし、単に言葉で訴えるだけでは説得力がありません。今やどの地域も財政危機の状況であり、要望があったことをすぐに実現できる環境ではありません。要望の根拠を示し、行政と連携して問題解決を図る姿勢が求められるでしょう。そのような中では、各地の情報交換などがますます重要になるでしょうから、全肢P連の果たす役割は大きいと言えます。

(2) 地域の学校へ

特別支援学校には、地域においてこれまで以上に障害のある子どもの教育のセンターとしての役割を果たすことが求められています。

これまで蓄積した障害のある子ども教育のノウハウを小中学校に提供していくこと、つまり地域に対して貢献していくことと、もう一方で、地域の力を借りてよりよい教育を特別支援学校の子どもに提供していくことの両面で、「地域の学校」になっていくことが求められています。これまでも、学校が地域の中にあつたことは間違いありません。しかし、あまり多くの人に認知されない学校だったのではないのでしょうか。そこを卒業した人が地域に帰っていても、地域の人たちは付き合い方もあまりよく分からないという状態だったのではないのでしょうか。

学校が地域に積極的に貢献することを通してその認知度を高め、在学中の教育に地域の人々の力を導入することで、教育の質

を高めるいくことが大切です。

学校が、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすためには、何名かの教員を小中学校等の支援に振り向けなければなりません。保護者の皆さんには以上のような趣旨をご理解いただきたいと思ひます。

(3) 学校組織としての専門性の向上

一人一人の多様なニーズに応え、小中学校への支援も求められる特別支援学校には、これまで以上に専門性が求められます。教員個々が資質の向上に不断の努力を重ねるとともに、学校組織としての専門性の向上を目指し、人材の養成をしたり指導体制の見直しをしたりすることが大切です。

子どもの指導に必要な専門性は多様です。その専門性の全てを一人の教員が身につけることは困難です。身体の動きの指導が得意な人もいれば、コンピューターのことがよく分かる教員もいます。摂食指導の勉強を長年してきた教員もいれば、他の障害の教育に長年携わった教員もいます。各教員の得意分野を相互に生かして、子どものニーズに応じていくことが重要です。

近年、子どもたちの障害が重度・重複化していますが、学校の中には、多くの教員を学級担任として配属し、専門性の高い教員も学級に所属させているため、学校全体で活かすことができないう状況も見受けられます。教育の質を向上させていくためには、校内に障害に関わる指導のための専門的組織を作り、学校全体で活用できるようにすることが必要です。そのためには、学級に厚い教員の配置を見直すことも出てくることでしょう。この点、保護者の皆さんのご理解をお願いするしだいです。

(4) 一人一人を支えるネットワークの構築

特別支援教育の目指すところは、一人一人の子どものニーズに応じた教育と支援を実現するところにあります。そのための具体的手だての一つである「個別的教育支援計画」への取り組みが各学校で進められています。これは、学校が中心になりながらも、保護者や支援関係者が一緒になって作っていくものです。この計画に参加する人々の連携と協力によって、一人一人の子どもの支えるネットワークが築かれていくことでしょう。

一人一人のニーズに応える教育を実現するためには、保護者の参加、支援関係者との連携、さらには地域の人々の理解が欠かせません。特別支援教育の理解・啓発をP T Aの立場からも積極的に進めていただくようお願いするしだいです。

車いすユーザーに役立つ情報を満載!

年4回フリーペーパーを発行!

<http://www.im-fine.net/>

アイムファイン

検索

●
8月27日(月)~29日(水)に山梨県・河口湖で「キッズキャンプ2007 in kawaguchiko」を開催!

●
9月8日(土)、9日(日)に神戸・国際展示場で、子どものための福祉機器展「ミブロキッズフェア2007 in 神戸」を開催!

上記詳細はアイムファインネットをご覧ください!

障害者自立支援法の現状と課題

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 障害福祉専門官

茅 根 孝 雄

はじめに

昨年4月に施行された障害者自立支援法（以下、自立支援法）は10月に本格施行され、まもなく10ヶ月目を迎えようとしています。自立支援法の施行・実施は、「障害保健福祉の改革」と言われるように、これまでの障害児者の福祉のあり方を大きく変化させるものであったために、施行後も多方面から意見をいただき、昨年度末には円滑施行のための特別対策を講じました。

ここでは、これまでの経過を振り返り、最後に今後の課題等について述べることにします。

I 障害者自立支援法のめざすもの

自立支援法第1条には目的規定が書かれており、「この法律は、障害者基本法の基本的理念にのっとり（中略）障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。」とあります。

さらに、この条文中にある障害者基本法の基本的理念を確認してみますと、障害者基本法第3条に、

- 1 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。
- 2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。
- 3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と書かれています。

これらのことをまとめますと、そのめざすところは「障害の有無にかかわらず、国民一人ひとりが社会の一員としてあらゆる活動への参加の機会を持ち、相互に自立して共生できる地域社会の実現」と言えると思います。

「改革」は今まであり方を改めて新しいあり方へ変わっていくということですから、新しい制度に適応していくための戸惑いがあるでしょうし、創意工夫が求められます。

人や組織によっては、この改革の時期の中にあって、「以前は良かった」等懐古の思いに囚われたり、具体的にどのような選択をしていけばよいのか迷うようなことがあるかも知れません。しかし、そのような時にこそ、この自立支援法の理念を忘れることなく念頭に置いて考え、行動していく必要があると思います。

II 障害者自立支援法のポイント

5つのポイントが挙げられます。

1. 障害福祉のサービスを一元化

それまでの福祉サービスは、身体、知的、精神、各障害毎の法律に基づく事業体系で、精神障害者への保健福祉サービスは支援費制度の対象外であり、また、サービスの実施主体が市町村と都道府県とに分かれていました。

自立支援法では、障害種別を問わず障害福祉サービスを一元的に規定し、実施主体は市町村に一元化して都道府県と国がこれをバックアップすることとしました。

2. 利用者本位のサービス体系に再編

障害種別毎に複雑で33種類に分かれた施設・事業体系、及び本来の施設機能と乖離した入所期間の長期化等の実態がありました。

自立支援法では、①施設体系を障害別ではなく機能別に6つの事業に再編し、これまでの課題を解消する、②就労支援や地域生活支援のような新たな課題に対応するための事業を制度化する、③入所施設について日中活動と生活の場とを分けることとしました。また、身近なところでサービスが利用できるよう、既存の社会資源の活用等、規制緩和を進めることとしています。

3. 就労支援の抜本的強化

福祉施設から一般就労への移行がなかなか進んでいない状況等がありましたので、就労支援を抜本的に強化するための「就労移行支援事業」等の創設や雇用施策との連携が強化されました。

4. 支給決定の透明化、明確化

支援の必要度を判定する客観的基準がありませんでしたので、その客観的な尺度として障害程度区分を導入し、また、審査会の意見聴取など支給決定プロセスの透明化を図りました。

5. 安定的な財源の確保

支援費制度下では、サービスの新規利用者が伸びる一方で、その費用負担は、市町村等がサービス提供に要した費用の一部を国が裁量的に補助する仕組みでした。

自立支援法では、国の財政責任の強化を図るため、その費用の2分の1を義務的に負担する仕組みとし、併せて、サービス利用者も利用したサービスの量等に応じて一定の割合で負担していただくこととなりました。

III 円滑施行のための特別対策

自立支援法施行後、その施行に伴う制度の変化がとても大きかったことから様々な意見があり、それらに対応し、また制度の変革を着実に進め定着させていくために、昨年度末に以下の概要の特別対策を講じました。

1. 利用者負担の更なる軽減

障害者の通所・在宅利用者については、1割負担の上限額

を1/2から1/4へ引き下げ、軽減対象世帯を収入ベースで概ね年収600万円まで、資産要件は単身の場合は500万円まで、家族のいる場合は1000万円まで拡大しました。

障害児のいる世帯で通所・在宅利用児童の場合は、1割負担の上限額を1/2から1/4へ引き下げ、軽減対象世帯を通所・在宅利用児童に加え施設利用児童についても、障害者と同様に拡大しました。

また、入所施設利用者等について、工賃引上げに対する意欲を更に高めるため、工賃が年間28.8万円（これを超えた部分の30%を含む）までは、定率負担と食費等の負担が全くかからないよう工賃控除を徹底し、さらに、個別減免の資産要件を500万円に拡大しました。

2. 事業者に対する激変緩和措置

これまでの施設の新体系への移行は平成24年3月末までの間で政令で定める日までに行うこととされていますので、それまでの間、旧体系で運営する施設、また、新体系に移行する施設についても、従前報酬の90%を保障するよう激変緩和措置を設けました。

また、利用者が通所サービスをより利用しやすくするため送迎費用を助成し、さらに、入所施設利用者が入院した場合の保障措置を6日分1か月間から、1か月8日分を最長3か月までと強化しました。

3 新法への移行等のための緊急的な経過措置

新法に直ちに移行することが困難な小規模作業所に対し、経過的に従前と同水準の定額110万円の補助を実施するとともに、従来のデイサービスや精神障害者地域生活支援センターについても新法に移行する平成20年度までの間、経過的に支援することとしました。

また、移行への改修等経費、グループホーム借上げのための初度経費助成及び制度改正に伴うかかり増し経費への対応、広報・普及啓発の係る経費の支援等を行うこととしました。

これらの対策により、自立支援法へのソフトランディングが図られ、法の理念に沿った取り組みが一層進むことを期待しているところです。

Ⅳ ライフステージを通じた、障害児者を中心とした関係 機関の連携による支援

ここで、障害福祉サービスを利用する障害児者一人ひとりに目を移してみますと、自立支援法は「障害のある方が地域で自立して生活できるように、福祉、医療、看護、教育、就労等の関係機関が連携して必要な支援を行う」ことを謳っていると言えます。

人間は生まれてから、乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期等のライフステージ毎に、入学、進級、進学、卒業、就職、結婚、子育て、退職等の出来事を経験していき、その都度、大きく生活環境が変化する状況の下に置かれます。この際には、障害が無くても（有っても）新しい環境に入っていき、そのものがうまくできなかつたり、その環境の中に入ることができても適応していくことができなかつたりします。例えば、希望のところに進学や就職ができなかつたり、それができたとして

も、いわゆる五月病と言われるような症状が出てくるというようなことです。

障害というものを一人ひとりが持つ心身や身体構造の機能障害としてのみでなく、それに起因する活動制限及び参加制約という社会的な側面から見た場合、障害のある人の場合、そのライフステージ毎に、また、ライフステージを通して、その障害にに応じた、より一層配慮された支援体制や環境が必要とされます。

特に、学齢期にあって特別支援教育の対象となっている児童生徒にとっては、成長や発達に伴い個々のニーズがとても多種多様となりますので、彼らが学校卒業後に自立して社会に適応して生活していくためには、早い時期からの将来を見通した支援を行うことが求められます。具体的には、児童生徒一人ひとりの支援目標について、自立支援法のポイントの一つでもある就労の可能性を含めて慎重に検討して適切に設定し、その目標実現に向けた取り組みをするために「個別の教育支援計画」を策定して取り組んでいくこととなります。より大きな環境の変化となる就学前から入学への移行時には「個別の就学支援計画」、卒業から就職等社会参加期への移行時には「個別の移行支援計画」が策定されて、丁寧な支援が求められることもあるでしょう。

これらの支援計画の策定については学校が主要な役割を担うこととなりますが、学齢期とは言っても、その前後を含めて、その生活が学校のみで完結しているわけではありません。児童生徒は、家族の一員であり地域の一員でもありますので、児童生徒のみでなく彼らを育てている家族に対する支援という視点も持ちつつ、地域の教育関係機関、福祉事業者や制度、行政機関、病院等医療機関、就労支援のためのハローワーク等、さらには余暇活動のための施設等、様々な機関が適切にコーディネートされて、各々が社会資源としての機能を発揮して連携しつつ支援していくことがより一層求められるようになってきています。

終わりに

冒頭にも述べましたが、自立支援法施行後、全国各地で前向きな取り組みがなされてきていて、居宅サービスや通所施設の利用をはじめとする全体のサービス利用者は平成18年4月～9月について前年度比8.8%増と着実に増加してきており、新体系サービスへの移行事業所も今年4月1日時点で約5750事業所のうち794か所（13.8%）となってきています。

今後は、法律の附則にある施行後3年を目途に、障害者等の範囲や児童に対する福祉サービスの在り方等を含めた検討を行っていくこととなります。また、重度の障害を持って医療のケアを受けながら地域で生活しようとする方を支援する体制や社会資源については不足が指摘されていたり、工賃水準の引き上げ等、これからの一層の取組みが求められている部分もありますので、これらに対する着実な取組みも進めていきたいと考えています。

特別支援教育を受ける児童生徒のご家族及び教育関係者の皆様のご理解と積極的な取り組みをお願いいたします。

障害者雇用の現状と雇用機会の拡大に向けた取り組み

厚生労働省職業安定局 高年齢・障害者雇用対策部
障害者雇用対策課 障害者雇用専門官

市 川 浩 樹

1 はじめに

障害者の雇用を取り巻く情勢はここ数年で大きく動いている。ひとつは障害者自立支援法の施行(平成18年4月)であり、そして、特別支援教育の推進である。さらには、平成19年2月に『成長力底上げ戦力(基本構想)』が示され、ここでは、障害者等の「就労支援戦略」が盛り込まれ、平成19年度を初年度とする「福祉から雇用」へ推進5ヶ年計画」を策定。障害者雇用促進法制の整備を含め各種支援策を政府一体となって強力に推進し、「福祉から雇用」への流れを確実なものにしていく方針を明らかにしている。障害者の雇用施策については、これらの施策との連動しながら、働くことを希望する障害のある人の就職の実現のための施策の充実を図っている。ここでは、障害者雇用の現状を確認しつつ、福祉や教育との連携による雇用支援策の展開について紹介することとする。

2 障害者雇用の現状

ハローワークにおける障害者の職業紹介業務については、平成15年度より年間の障害者就職件数に目標を設定して取り組んできたところであり、平成15年度、平成16年度ともに目標を上回る実績を上げ、平成17年度には対前年度比8.4%増の38,882件の実績を上げてきた。

平成18年度においては、対前年度比13.1%増の43,987件と、初めて4万件を超え、過去最高の就職件数となった。この就職件数の増加の理由としては、

- ① 景気の改善傾向により、障害者も含めた全体の求人が増加したこと、
- ② 障害者の職業紹介に当たって、予約相談によるきめ細か

な対応や、ハローワーク職員が面接に同行し、求職者・企業双方の理解促進等を支援する取り組みを行っていること、

③ トライアル雇用やジョブコーチ支援などの雇用支援策を積極的に活用していること、

④ 障害者就業・生活支援センターと連携した支援が充実したこと、

⑤ 雇用率未達成企業に対する指導を強化したこと、

⑥ 障害者自立支援法の施行に伴い、ハローワークと福祉施設の連携が構築され始め、これにより求職者の把握や就職支援が効果的に行われるようになったこと、

等が挙げられる。

厚生労働省としては、平成19年度の障害者の就職件数について、対前年度3,500件増の目標を設定し、地域の関係機関と連携しながら、きめ細かな職業相談・職業紹介の実施や各種雇用支援策の活用等、積極的な取り組みを引き続き推進することとしている。(平成19年5月15日発表)

3 福祉、教育との連携の一層の強化について

改正障害者雇用促進法(平成17年)、障害者自立支援法(平成18年4月施行)及び改正学校教育法(平成19年4月施行)を踏まえ、福祉的就労から一般雇用への移行の促進等、雇用・福祉・教育の一層の連携強化を図るため、「福祉施設、特別支援学校における一般雇用に関する理解の促進等、障害者福祉施策及び特別支援教育施策との連携の一層の強化について」(「改正連携通達」)を平成19年4月に発出している。この内容のうちここでは、「障害者就労支援基盤整備事業」と「地域障害者就労支援事業」の両事業について紹介する。

避難ホームページ <http://www.just.st/?ln=7107826>

救急用品 | 避難グッズ | ショック入浴 |

その時はもう遅い!!

Rescue Poncho レスキューポンチョ

株式会社 ティーディーエス

〒612-0016 福岡市博多区博多駅前4-6-23
TEL.092-433-8307 FAX.092-433-8306

出かける防災用品にシート上にも反射フーンが設置。もちろん背割にも大きく2本はさみ!

地震発生から30分が生死の境目!

耐熱1400°Cのポンチョは頭からかぶるだけ! 即座に着る事ができ、逃げる時に集中できます。持ち運び便利なコンパクトサイズに収納!

胸ポケットには

小さくしても届かない、おしたくても音が届かない時、少しいびきでも遠くまで聞こえるホイッスル!

音を収めたい時は、息を吐くと音が消えます。緊急時に音が聞こえれば、安全です!

ガラス破片や鋭い物は靴子では入り、靴子が一番!

顔が焼けると見えない、おけいおと二重目が腫っています。一番の命、防護マスク!

大人用 9,800円(税込)
子供用 8,800円(税込)

『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』における重点戦略

地域の特性を活かした就労支援体制を全国展開

- 「障害者就業・生活支援センター」を全障害保健福祉圏域に設置(約400カ所)
- 各府・各自治体における障害者に対する「チャレンジ雇用」の推進・拡大
- 障害者に対する「就労移行支援事業」を全国展開するとともに、全都道府県において「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げを推進
- 平成19年度までに「生活保護の就労支援プログラム(※)」を全自治体で策定
- (※)意欲の向上や職業意識の啓発、技能修得、就職支援等、段階的・計画的な支援を行うプログラム
- 母子家庭等就業・自立支援センターやマザーズハローワークなどの子育て女性重点支援拠点を全国展開

ハローワークを中心とした「チーム支援」

- ハローワークを中心に福祉関係者等と連携した「就労支援チーム(※)」の体制・機能強化
- (※)ハローワークの就労支援担当と福祉事務所、福祉施設等関係機関により編成されるチーム
- ハローワークにおける「就労支援アクションプラン」の推進により、支援対象者(生活保護・母子世帯)の就職率を60%に引き上げ
- (就職活動プランの策定)、「就労意欲向上プログラム」 など

障害者雇用促進法制の整備

- 短時間労働・派遣労働を活用した雇用促進、中小企業における雇用促進等を図るための障害者雇用促進法制の整備

関係者の意識改革

- 関係者の意識改革を通じた雇用機会の拡大
- 企業の経営者・労働組合・従業員、福祉関係者等の意識改革と、相互の協力関係の構築等を通じ、雇用機会を拡大

障害者の雇用を支援するための施策

障害者の雇用の促進を図るため、障害者雇用率制度に基づく事業主への雇用率達成指導や、障害者特性等に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介の実施に加え、次のような雇用支援策を実施することにより、障害者本人や障害者を雇用する事業主を支援する。

1 「トライアル雇用」による障害者雇用のきっかけづくり

(障害者就労移行支援事業)

障害者に関する知識や雇用経験がない事業主に対し、障害者を試行的に雇用する機会を付与し、本格的な障害者雇用に取り組みをきっかけづくりを進める。

※19年度 8,000人 (18年度 6,000人)

2 職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援

知的障害者や精神障害者など職場での適応に課題を有する障害者に対して、職場適応援助者(ジョブコーチ)を事業所に派遣し、きめ細かな人的支援を行うことにより、職場での課題を改善し、職場定着を図る。

- * 主な支援内容
 - 障害者向け...職場内コミュニケーション、作業遂行力の向上支援など
 - 事業主向け...職務内容の設定、指導方法に関する助言など

※ジョブコーチ配置数 842人 (19年3月現在)

3 就業面と生活面における一体的な支援

(障害者就業・生活支援センター事業)

障害者の職業生活における自立を図るため、身近な地域において雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関のネットワークを形成し、就業面と生活面における一体的な支援を行う事業。

* 主な支援内容

- ①就業支援...就業に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん)、求職活動、職場定着支援など障害者特性を踏まえた雇用管理に関する助言
- ②生活支援...生活習慣形成、健康管理等の日常生活の自己管理に関する助言(住居、年金、余暇活動など生活設計に関する助言など)

※19年度 135センター (18年度 110センター)

4 障害者の雇用に応じた多様な雇形態

企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の地域の多様な委託訓練先を開拓し、様々な障害者の態様に応じた公共職業訓練を実施。

※19年度 6,600人 (18年度 6,300人)

5 関係機関の「チーム支援」による、福祉的就労から一般雇用への移行の促進(地域障害者就労支援事業)

就職を希望する障害者に対し、ハローワークを中心に福祉等関係者からなる「障害者就労支援チーム」による、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施。

6 福祉施設・特別支援学校における、企業ノウハウを活用した就労支援の促進(障害者就労支援協議会事業)

障害者雇用に貢献のある企業のノウハウを活用したセミナーを実施する等により、福祉施設職員、特別支援学校の生徒、保護者及び教職員一般雇用についての理解の促進、雇用支援に関する理解・ノウハウの向上を図る。

(1) 「障害者就労支援基盤整備事業」の実施

障害者雇用実績のある企業関係者等の知識・経験や就労支援の実績がある施設の取組事例を活用して、福祉施設や特別支援学校における、一般雇用や雇用支援策についての理解の促進、就労支援に関する理解・ノウハウの向上を図る(都道府県労働局が実施)。

○「就労支援セミナー」の実施

福祉施設や特別支援学校の教職員を対象として、一般雇用に関する理解や就労支援の方法に関する基礎的な知識を高め、就労支援を効果的に行えるようにするための「就労支援セミナー」を実施する。

○「事業所見学会」の実施

特別支援学校の生徒等を対象として、一般雇用についての具体的な理解を深めるとともに、就職への動機付けを行うため、障害者雇用事業所を見学する機会を提供する。

○「職場実習のための事業所面接会」の実施

職場実習受入予定の事業所と特別支援学校の生徒・保護者等が会する面接会を開催し、職場実習の機会の確保を図る。

○「障害者就労アドバイザー」による助言

企業における障害者の雇用管理・作業指導について豊富な知識・経験を有する者を「障害者就労アドバイザー」として登録し、福祉施設や特別支援学校に対して、その利用者や生徒の就労意欲及び能力を高めるための指導方法等に関する助言を行い、就労支援の取り組みの強化を図る。

(2) 「地域障害者就労支援事業」の実施

福祉施設の利用者や特別進学校卒業(予定)者の雇用への移行を促進するため、ハローワークが中心となって、地域の関係機関と連携して「障害者就労支援チーム」による個別支援を行うとともに、障害者が地域において適切な就労支援サービスを選択できるような相談・援助を行う。

○「障害者就労支援チーム」による支援

福祉施設の利用者、特別支援学校卒業(予定)者のうち就職を希望する者を対象に、ハローワークが中心となって、福祉施設や特別支援学校など地域の支援関係者からなる「障害者就労支援チーム」を編成し、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を行う(全国のハローワークで実施)。

介助を必要とするお子様のために考えられた子供服

ANGEL KIDS WEAR

車椅子や装具を使用していると、既製の服では着がえがしにくかったり着心地がよくなかったり...

おしゃれを楽しみたいと思ってサイズが合わなかったり

機能性が優先して選べるものが限られてしまったり...

そんな経験はありませんか?

ANGEL KIDS WEARは

「着がえがしやすい、させやすい」

「座ったり寝ころんだりの姿勢でも着心地よい」

「シンプルでおしゃれを楽しめる」

という3つをテーマに子供服を作りました。

それぞれのアイテムごとに少しずつ

着脱のしやすさと着心地のよさ、着たときのカッコよさを考えた工夫がしてあります。

通学やお出かけはもちろん、お家の中でも ANGEL KIDS WEAR で快適なおしゃれを楽しんでください。



シャツは脇下の伸縮素材のマチでらくらく着脱



Tシャツの両肩にはスナップボタン開き



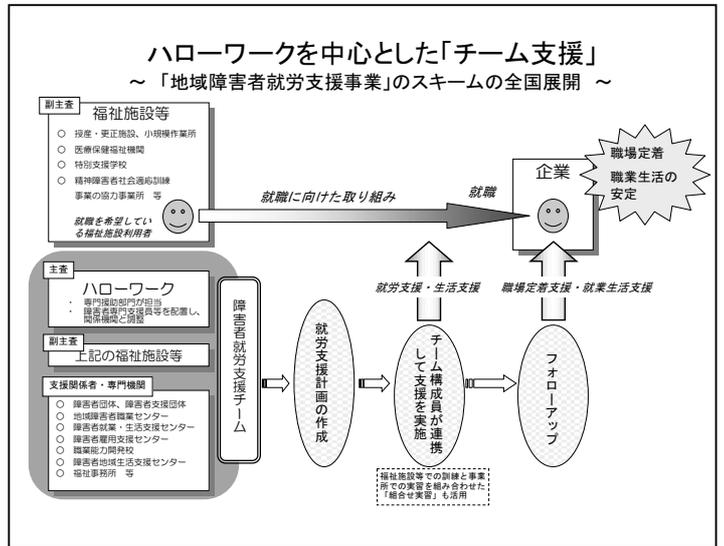
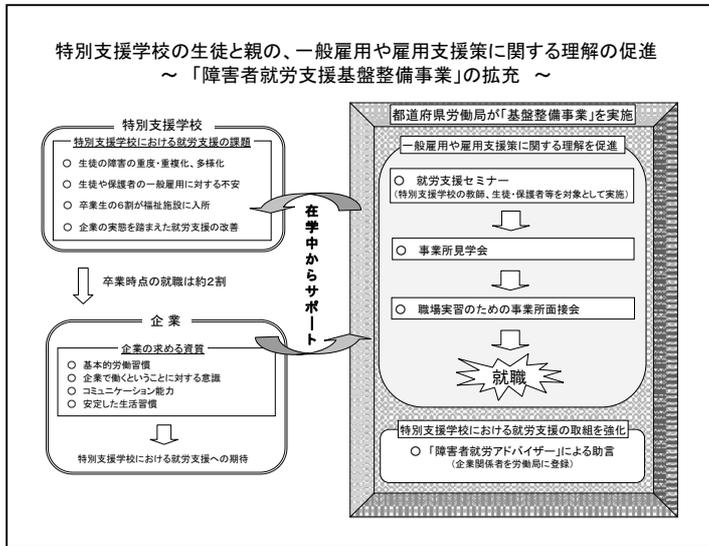
座った姿勢でおしりをゆったり包む長めの股上とお腹や背中をガードするウエストのリブ



<http://ak-wear.com>

※ 詳しくは ANGEL KIDS WEAR ホームページ、またはカタログをご覧ください。

(株)東京エンゼル本社
〒120-0001 東京都足立区大谷5-4-9
☎0120-167-177



○「福祉施設での訓練（作業）と事業所での実習を組み合わせた就労支援

福祉施設における訓練（作業）を継続しつつ、障害者の雇用経験を豊富に有する事業所における実習を経験させること（組合せ実習）により、就職及び職業生活に対する不安の解消と職業準備性の向上を図る。

(3) その他の連携強化の取り組み

○就労移行支援事業者等との連携関係の確立

ハローワークは、就労移行支援事業者との間で、具体的な連携の在り方や役割分担等について調整を行い、円滑な就職に向けた継続的な支援の構築に努め、ケース会議への参加等、就労移行支援事業の利用段階からの緊密な連携を図る。また、就労移行支援事業の実施予定者とともに、同様に連携体制の構築を図る。さらには、就労移行事業（予定）者に対して「障害者就労アドバイザー」の積極的な派遣を推進する。

○特別支援学校との連携

就職を希望する生徒に対する就職支援を効果的に推進するため、特別支援学校が行う「個別的教育支援計画」の策定段階から、ハローワークをはじめ、地域障害者職業センター、障害者

就業・生活支援センター等の労働関係機関が参加・協力した取り組みを推進できるよう、地域の関係機関を含めた支援体制の構築に努める。また、地域障害者職業センターによる職業リハビリテーション計画の策定や職業準備支援等と連携を図りながら、生徒の円滑な就職及び職業生活への移行に向けた効果的な支援を実施する。

4 まとめ

雇用サイドから今後の連携の在り方を概観すると、実際に求職活動に取り組む前の段階から、就職を希望する学校、福祉施設の利用者の把握に努め、個別に適切な支援を行っていく方向性といえる。企業就労を実現するためのスムーズな移行を目指し、求職活動移行のための準備についてもハローワークが一歩踏み出し、積極的に取り組む状況となっている。これを実効あるものとするためには、やはり関係機関との「顔」の見える関係づくりが基礎となる。より一層の連携について、ご理解とご協力を改めてお願いする次第である。

出かける喜びを、一人でも多くの方へ。 日産のライフケアビークル

目的にあわせて4つの中から、ご希望の仕様をお選びいただけます！

バーンナル向け	車いす1名 セカンド仕様	車いす1名 サード仕様
施設向け	車いす2名仕様	車いす1名 送迎仕様

出かける喜びをシフトする。日産自動車グループでは、生活のいろいろなシーンでお役に立ちたいとの意味を含め、福祉車両を「ライフケアビークル」LV (Life Care Vehicles) と呼んでいます。ライフケアビークルについてのご相談は、お近くの日産自動車販売会社で承っております。カタログをご要望の方は下記オーテックジャパンでも承っております。

日産自動車株式会社 LV.nissan.co.jp カタログご希望の方はオーテックコールセンター ☎ 0120-116-527まで。受付時間 9:00～18:00 月～金（祝日を除く）

NISSAN SHIFT_potential

LV Life Care Vehicles

新しい半世紀の第一歩を 『京都大会』から！



全肢P連結成50回記念「京都大会」実行委員長
京都府立日向が丘養護学校

PTA会長 小林 整

「全国肢体不自由養護学校PTA連合会結成50周年記念『京都大会』」の実行委員長を務めさせていただいております。京都府立日向が丘養護学校PTA会長の小林整です。

京都の地に全国の皆様をお迎えするにあたって、ここでは大会の持つ雰囲気や事前にお伝えしたいと思っております。

本大会は、その歴史を積み重ねること半世紀。昨年の岐阜大会で企画された記念鼎談の中でも、その歴史の奥行きを深くを十分に垣間見ることができました。その鼎談中、養護学校の義務教育制の実現が、昭和54年だったというお話がとても衝撃的でした。私たちが今や当たり前のように享受している現行の教育制度が、長い苦難の道のりを経た結果、さかのぼること今から僅か28年前に、ようやく実現したものであるということ、数多くの先人の果てしない苦勞の末に、今の教育環境があるのだ、ということに改めて気付かされました。おそらく、このことの実現にご尽力された方々の子どもさん達は、そのご努力の果実に触れることはできなかったことなのでしょう。その方々は、「未来の子」に思いを託しあらゆる労を惜しまれなかったのだと、「井戸を掘った人」に感謝し、深く頭を垂れずにはられません。

この重く大きな歴史の扉の開扉に思いを至らせると、現在の私たちは、これから先、生まれ来る子ども達や、親達のためになすべきことの重さを感じずにはられません。

昨年、2006年12月、国連で「障害者権利条約」が採択されました。世界にまたがる議論に採られ、30余年の歳月を経て、ようやくこの条約が採択されるに至りました。この条約の謳う「ユニバーサル」で「インクルーシブ」な世界を未来の子ども達にもたすためにも、これまで全肢P連が歩んだ長い50年の先にある、新しい50年に向けて私たちはまた一歩ずつ、歩を進める努力を始めなければならないでしょう。

さて、本大会の準備を進める上でも、これまでの歴史上で起こった経過と同じく、「現在の、そして未来の誰かのために」見えないところで尽力された大勢の方々がおられます。そうした方々のお陰で、ようやく大会という「器」が完成致します。しかし、最後にこの「器」に花や果実を飾り大きな成果物として完成させる真の担い手は、他ならぬ全国から参加していただく参加者の皆様方ご自身です。

これまでの大会にも増して、積極的に参加していただいて、様々な情報を受信し、またそれぞれの思いのたけを大いに発信していただいて、本大会を50周年記念大会の名に恥じない、実り多いものにして行きたいと心より願っております。

文部科学省、厚生労働省の方々を迎え、国とのダイレクトな意見交換も自由闊達に行える貴重な機会である本大会に、一人でも多くの方が参加していただけるよう、スタッフ一同、歴史と文化の街、京都の地で、皆様のお越しを心よりお待ちしております。

京都大会を前に



全肢P連結成50周年記念「京都大会」副実行委員長
(近肢P連会長・京都市立呉竹総合支援学校)

PTA会長 黒川 愛子

全肢P連の「50周年記念京都大会」まで、後一月余りとなりました。30周年・40周年の記念大会は東京で開催されてきましたが、今回は近畿ブロックでお受けし、京都で開催となりました。

近畿ブロックでは平成14年度より、積立を始めるなど京都大会に向け検討・準備を進めてまいりました。その年その年の役員の方々が京都大会に向け真剣に取り組んで来られました。積立につきましては全肢P連本部でも14年度から、全国各校では16年度から積立をしていただきました。有難うございました。

京都大会成功に向け、当初よりご尽力されてきた、澤田公美前会長のお子さんがご卒業され、今回、近肢P連会長の役を引き継ぎました。十分な心構えの無いままバトンを受けてしまった迂闊な私ですが、大会準備の進捗中「50周年」の重みを改めて感じ、この年に会長をお受けするのも何かのご縁と思ひ精一杯務めさせていただきます。

昨年の岐阜大会のおり、全体懇親会の後、近畿地区の交流会を持ち、京都大会成功に向け「近畿はひとつ」との合言葉を改めて確認しました。そして、今年度近畿地区総会・交流会では大会に向けた進捗状況について報告があり、それを受けて「学校で保育体制を整えてPTAに参加してもらおう」とか「先生にも勉強のため参加させよう」との声が聞かれ、大会を盛り上げる気運が大変高まっています。

現在、京都では、京都府・京都市両教育委員会のご支援を得ながら、日向が丘養護学校を先頭に府内北から南までの府立養護学校・市立総合支援学校が協力し、京都大会の準備を着々と進めています。記念すべき「第50回大会」の成功に向け、一丸となって取り組み、参加者の皆様のご期待に応えられる大会にしようと呼びかけております。

また、開催地京都の良さを知っていただこうと、記念講演に大蔵流狂言師茂山千三郎氏ならびに茂山社中をお招きし、トークと狂言をお楽しみいただきます。全体懇親会においても京都らしさを十分に堪能していただける企画を用意しています。会場となるウェスティン都ホテルは格式あるホテルです。私は、南禅寺界隈で生まれ育ち当ホテルを「別格」と思っていました。今回下見に訪れ、ここを会場にこのような大会が開催されることに時代の流れ、社会の変化といったことを思い感慨深いものがありました。社会の変化には好ましいものばかりではありませんが、50年に及ぶ全肢P連の活動が関係者の熱意により続けられてきたことが社会の変化を促してきたものの一つではないかと思っております。

京都大会が全肢P連の50年の歩みを振り返るとともに、新たな出発となる大会になるよう心から願っております。

【補償内容】

- ①死亡保険金 ②ケガによる入院保険金 ③ケガによる通院保険金 ④育英費用 ⑤損害賠償補償
- ⑥葬祭費用（ご親族が負担された疾病や傷害で万が一の時（ご契約後発病）の葬儀費用を実費でお支払いします。）
- ⑦セカンドオピニオン アレンジサービス（より良い医療を選択するために、主治医以外の医師に現在の診断に対する見解や今後の治療方針、方法について意見を聞く事ができます。）
- ⑧マイホームドクター24（ご加入の方とご家族対象に、補償期間中いつでも電話一本で、医師・看護師による医療・健康・ストレス相談が無料で受けられます。）

【年間制度掛金】Aプラン 12,000円 ・ Bプラン 9,000円 ・ Cプラン 6,000円

詳しくは全肢P連ホームページまでアクセスして下さい <http://www.zsp.jp/>



お問い合わせ・事故の報告は 全肢P連安心補償制度事務局

〒162-0051 東京都新宿区西早稲田2丁目2番8号 TEL:0120-313-186 FAX:0120-090-027

1年を通じてお申し込みができますので、お気軽にお電話ください！

制度引受保険会社：A I U保険会社

編集後記

現在、事務局では全肢P連結50周年を迎える準備を京都の主管校と連絡を取り合いながら粛々と進めております。今回の原稿は主管校と共同主管校のPTA会長さん、お二方に京都大会実行委員会のような書きいただきました。それぞれの温かな文章が印象的です。どうぞご覧ください。

京都大会では例年以上に大勢のご来賓がご臨席を予定しております。そして、特別支援教育元年と全肢P連の半世紀の記念大会が重なることも、非常に歴史的な意味合いと感じております。どうぞ、皆さまは歴史を検証する主役として京都大会へお出でくださいませ。

なお、嬉しい事に当会へご支援して下さる企業さんが増えまして、全国大会への協賛を頂きました。今回も、情報提供と

していくつかの新しい企業さんを掲載しております。

また、今年から全肢P連安心保障制度も元請け保険会社が変わりました事から、保障内容も新たになりまして、例年より加入者数を若干増やしております。これからも、ひとりでも多くの肢体不自由の子ども達の役に立つ保障制度にと願っております。

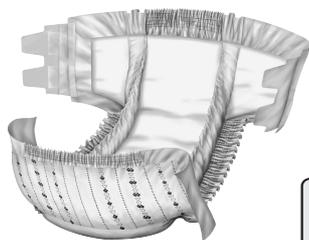
《事務局長 佐竹京子》

《ホームページを開設しました!!》

開設したばかりではありますが、これからより充実したHPにしたいと頑張っております。50周年記念大会情報や一部会報のバックナンバーも掲載しております。どうぞ、一度お立ち寄りください。 <http://www.zsp.jp/>

リブドゥ テープ止めタイプ ジュニア

ベビー用より大きく大人用より小さいサイズ
スキマのモレをガードします



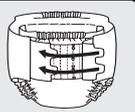
消臭ポリマー配合

ヒップサイズ
50cm~80cm

- 身体丸みにあわせてカタチ
- 左右に広げた立体ギャザー
- 前後のしっかりガードギャザー
- 強度のある粘着テープ

優れたポイント

ヒップサイズが小さい方には、白いテープの上に重ねてつけられるので、より身体にフィットします。



はくパンツ 男女兼用 ジュニア

ベビー用より大きく大人用より小さいサイズ

やわらかくはきやすい



消臭ポリマー配合

ウエストサイズ
45cm~60cm

- ゆったりソフトギャザー
- 股下すっきり
- 横モレ防止ギャザー
- 全面通気性シート
- 前後がわかりやすい

サンプル請求／宅配購入を、ご希望の場合は まごころサポート フリーダイヤル 0120-062-055

お申し込みの際「養護学校生」とお伝えください。

- テープ止めタイプジュニア1袋(34枚入)…2,780円
- はくパンツジュニア1袋(24枚入)…1,980円 ※いずれも消費税込み

商品、試供品に関するお問い合わせは(株)リブドゥコーポレーション マーケティング部 フリーダイヤル:0120-271-361



株式会社リブドゥコーポレーション 〒541-0048 大阪市中央区瓦町1丁目6番10号